

(付 2) 平成 17 年さいたま市産業連関表の基本フレーム¹

作成する平成 17 年さいたま市産業連関表の基本フレームは、基本的には国の平成 17 年の産業連関表に準拠するものである。

1 対象期間と地域的範囲

(1) 対象期間

- 産業連関表に記録する生産活動及び取引の対象期間は、平成 17 年 1 月から 12 月までの 1 年間（暦年）とする。

(2) 地域的範囲

- さいたま市の行政区域内で行なわれた財・サービスの生産活動及び取引を産業連関表の記録対象とする。産業連関表の表章形式としては、地域内産業連関表とする。
- なお、さいたま市は平成 17 年 4 月 1 日に岩槻市と合併し、同年 4 月以前では岩槻市を含まず、岩槻市がさいたま市の行政区域外であるが、産業連関表の今後の利用ニーズを考えて、岩槻市での平成 17 年 1 月～3 月の生産活動及び取引を含めた産業連関表を作成する。

2 部門分類

- 部門分類は、全国表及び埼玉県表等との比較を考慮して、基本的に、国の産業連関表の定義に準じる。
- 作成する産業連関表の部門数は、全国表に準じて、次のとおり。

基本分類	520	×	407	部門
統合小分類	190	×	190	部門
統合中分類	108	×	108	部門
統合大分類	34	×	34	部門
ひな型	13	×	13	部門

- 「部門分類」とは、産業連関表の「中間需要」及び「中間投入」を構成する内生部門の分類をいう。
- 部門分類は、原則として財・サービスを生産する「生産活動単位」（アクティビティベース）とする。これは商品分類に近い概念である。
アクティビティベースでは、一貫生産過程での銑鉄及び鋼塊、石油化学基礎製品（エチレン、プロピレン及びその他の石油化学基礎製品）等のように、生産され

¹ 各項目の説明は、「平成 17 年（2005 年）産業連関表作成基本要綱」（平成 19 年 2 月産業連関部局長会議総務省等 10 省庁）、「地域産業連関表作成基本マニュアル」（平成 13 年 12 月総務省統計局統計基準部）からの抜粋等による。

たものが直ちに次の生産過程に投入されるというように自家生産・自家消費されるものであっても、原則的にはその部門の生産物として計上される。

- ・国の産業連関表の基本部門分類は、次のような観点からの検討を経て、決定されている。
 - ① 投入構造の類似性
 - ② 産出構造の類似性
 - ③ 国内生産額、総需要の大きさ
 - ④ 日本標準産業分類及び国際標準産業分類等との整合性
 - ⑤ 93SNA との対応
 - ⑥ 細品目（10桁コード）ベースでの単価の類似性
 - ⑦ 時系列
 - ⑧ 推計基本資料の整備状況
- ・国の産業連関表の基本分類は、上記のように「生産活動単位」による分類を原則としているが、国際連合の93SNAへの対応として「生産活動主体」による分類機能も合わせもっている。「生産活動主体分類」は、財・サービスの生産・供給主体に着目して、基本分類を（ア）産業、（イ）対家計民間非営利サービス生産者、（ウ）政府サービス生産者からなる活動主体別に再分類するものである。

3 取引活動の記録時点

- ・生産活動及び取引の記録は、「発生主義（Accrual basis）」とする。
- ・「発生主義」とは、当該取引が実際に経済取引の成立した時点、すなわち所有権の移動あるいは契約の成立した時点をもって記録するものである。

なお、これと対になるものとして、「現金主義（Cash basis）」がある。「現金主義」では、所得の受取や代金の支払い等が実際になされた時点を記録時点として適用する。

通常、生産活動に伴う所得の発生、分配、支払いまでの経済の流れは各々の時点が異なるので、現金主義で記録すると産業連関表の二面等価（粗付加価値の合計と最終需要部門（移輸入を控除）の合計との一致）は成立しない。このため、産業連関表では原則として「発生主義」に基づいた記録方法を採用している。
- ・「発生主義」による各取引活動の記録の時点は、次のとおり。
 - ① 財・サービスの生産活動のうち、財は対象年次中に生産されたものが対象になり、サービスは対象年次中に提供されたものが対象となる。
 - ② 中間生産物の取引については、その中間生産物が各列部門において現実に消費された時点をもって取引時点とし、その時点が対象年次中のものを中間取引額として計上する。
 - ③ 最終需要部門への産出のうち、「消費支出」（家計外消費支出、民間消費支出及び

一般政府消費支出)は、対象となった財の引渡しが遅延した場合であっても、一般に売買行為が成立した時点をもって記録の対象とする。

- ④ 「域内総固定資本形成」は、その資本財の引渡しが行なわれた時点、各種の「在庫純増」は、生産者または流通業者が対象となった生産物の法的所有権を有することとなった時点をもって、それぞれ記録する。
- ⑤ 「輸出（普通貿易）」及び「輸入（普通貿易）」は、関税当局の通関許可が行なわれた時点を基準とする。
- ⑥ 生産期間が1年を超える財（長期生産物）は最終的な使用者が所有権を得たとみなされる時点まで在庫として域内生産額に計上される。当該長期生産物の完成品の生産額は、「完成品の額－前年までの半製品・仕掛品の額」である。自己勘定（自家用に使用される財の生産）による資本の生産については、最終的な使用者が所有権を得ているため、仕掛品であっても対象年次の1年間の進捗量を「域内総固定資本形成」として計上する。ただし、建設物の場合は、所有権の移転が無くても工事進捗量を域内生産額として「域内総固定資本形成」に計上する。

なお、動植物の育成成長についても自己勘定の考え方は同様であり、資本用役を提供するもの（役畜用、種付用、競争用、羊毛用、果樹、茶等）については、「域内総固定資本形成」に、それ以外の専門的生産者の育成成長は「半製品・仕掛品在庫純増」に計上する。

- ⑦ 生産期間が1年を超えるサービスは、サービスの提供（生産の完了）をもって生産額として計上されるため、在庫は存在しない。

4 金額による評価

- ・産業連関表の取引基本表は、個々の財・サービスの取引活動の大きさを「金額」をもって記録表示する。
- ・「数量単位」で各取引活動の大きさを計ることとすれば、価格のその時々の変化や地域差による影響が排除され、純粋に生産技術を媒介とした物量的な産業連関分析が可能となるが、行部門については、同一部門に含まれる各品目の生産物が同一の単位を持つとは限らないし、列部門については、投入される原材料等の種類が多様であり、同一の数量単位で計測することは不可能である。このため、取引基本表の作成に当たっては、「金額」を共通の尺度として、各取引活動の大きさを評価している。

5 取引基本表の基本構造

① 価格評価と表形式

- ・産業連関表に記録する個々の取引の金額は、「実際価格による生産者価格評価」とする。
- ・「実際価格」とは、財・サービスの実際の取引価格であり、1つの財・サービスをすべて同一の価格で評価するのではなく、取引先や取引形態、地域等によっても異なる実際の取引価格で評価する。「生産者価格」とは、個々の取引を生産者の段階の「出荷価格」で評価するものである。
- ・生産者価格評価の取引基本表では、購入者が入手するまでに要した商業マージン及び国内貨物運賃については、購入側の部門（列）と商業（行）及び運輸業（行）部門との交点に一括計上する。

② 移輸入の扱い

- ・さいたま市産業連関表の域外取引は、外国との輸出入のほかに、国内他地域との取引である移出入を計上する。
- ・取引基本表での移輸入の扱いは、「競争移輸入型表」方式とする。
- ・「競争移輸入型表」とは、同じ種類の財についてはさいたま市産品と国内他地域産品と輸入品との区別を行わず全く同じ扱いをし、原則として、投入・産出ともにさいたま市産品と国内他地域産品と輸入品とをまとめて計上する。
なお、移出入項目を地域区分に分割して作成することを検討する。

③ 消費税（付加価値税）の扱い

- ・消費税の表章形式は、実際に取引額に基づき、そのまま税額を含めて作成される「グロス表」（または「税込み表」）方式とする。

6 域内生産額

① 域内生産額（コントロール・トータルズ）

- ・部門別の域内生産額は、基本的には当該産業の生産高（商品の生産高やサービスの売上高）をもって計測する。
- ・さいたま市の産業連関表の作成に当たっては、域内生産額を細品目（10桁コードの約3,800品目）ベースで推計している。

② 域内概念

- ・産業連関表の記録対象は、一定期間内（平成17年1月～12月）に生産された中間生産物も含むすべての財・サービスであり、その範囲は、いわゆる「域内概念」によって規定される。
- ・さいたま市産業連関表の把握対象は、さいたま市の「行政区域内」において行なわれた生産活動に限定される。たとえば、他市や外国に本店のある企業の市内工場の生産活動は含まれるが、市内に本店のある企業が他市や外国の工場で行なった生産活動は除かれる。

③ 域内生産額の価格評価

- ・「生産者価格評価表」における域内生産額の価格は、上述したように「実際価格」に基づく「生産者価格」で評価され、投入・産出額もこの価格に基づいている。
なお、消費税は価格評価に含める。
- ・ただし、産業連関表では、中古品の取扱に関しては、取引マージンのみが商業部門の域内生産額に計上される。
- ・また、屑・副産物の取扱に関しては、原則として「マイナス投入方式」によって処理される。したがって「マイナス投入方式」を採用した屑・副産物の発生は域内生産額として計上されない。
- ・再生資源回収・加工処理の取扱に関しては、「再生資源回収・加工処理」部門に「屑・副産物」を投入せず経費だけを域内生産額とする。
- ・帰属計算を行なう金融、保険、住宅賃貸料等の部門の生産額の評価は、帰属計算による額とする。
- ・政府サービス生産者と対家計民間非営利サービス生産者の生産額の評価は、原則としてその経費の総額によるものとする。

④ 域内生産額の推計概要

- ・域内生産額の推計に当たっては、『さいたま市基本要綱』（下記の参考資料①）に基づきつつ、「埼玉県産業連関表」の生産額推計（CT）の方法にできる限り準拠して、埼玉県の生産額とさいたま市の生産額との整合性が保たれるように留意しつつ行った。また各品目の生産額の内容・定義・範囲については、「全国産業連関表」に基づいた。

7 中間需要と域内最終需要の取引の計上方法

① 中間需要部門

- ・取引表の内生部門に示されている各セルの数値は、基本的には各部門間で行なわれた財・サービスの取引額を表している。
- ・ただし、内生部門に掲げられた取引額は、正確にはその年に必要とされた財・サービスの「消費額」を意味しており、その年に行なわれた取引（購入額）がそのまま計上されるのでない。

② 資本財の取引

- ・耐用年数が1年以上で単価が10万円以上のいわゆる資本財については、以下の場合を除き、どの部門が購入した場合でも、内生部門の取引額としては計上せず、すべて最終需要部門の「域内総固定資本形成」に計上する。すなわち、資本財については、域内総固定資本形成の記述対象となる資本財（商品）の属する行部門と域内総固定資本形成部門との交点に計上することとなる（「域内総固定資本形成」には、無形固定資産の一部も含まれている）。
- ・除かれるもの
 - a. 機械組込：機械に組み込まれて新たな別の機械を構成するもので、新たな別の機械の一部になっているものをいう。
 - b. 建設迂回：建設活動に伴い、例えば、エレベーターやボイラ等の資本財が、建設活動を迂回して（すなわち、建設業者がこれらの資本財を原材料として中間投入して）資本形成されることをいう。
 - c. 土木迂回：橋梁や水門のように資本財ではあるが、施工のために土木工事が必要で、工事費の内訳として扱われる場合が該当する。
 - d. 造船迂回：造船に組み込まれたボイラや通信機械などの資本財が該当する。
- ・なお、各列部門の減価償却費（固定資産の使用に伴うその年の減価分）については、粗付加価値部門の「資本減耗引当」の欄に計上する。

③ 在庫

- ・在庫は、「在庫純増」として扱い、「在庫純増」とは、対象年次末の在庫から対象年次の前年次末の在庫を差し引いた在庫の変動分をいい、これを「生産者製品在庫純増」、「半製品・仕掛品在庫純増」、「原材料在庫純増」、「流通在庫純増」に分けて記述する。
- ・「在庫純増」の記述は、在庫の対象となる商品の属する行部門と各在庫純増の部門との交点に計上する。
- ・なお、輸入された商品の在庫は、「原材料在庫純増」と「流通在庫純増」のみである。

8 域外取引の扱い

① 輸出及び輸入の計上方法と価格評価

a 普通貿易の輸出品

- ・普通貿易の輸出品は、生産者価格評価の場合には、国内向けの財と同様に工場渡しの生産者価格で評価する。輸出として計上されるのは、域内生産品のみで、域外生産品が当該地域を経由して輸出されるものは含まない。
- ・なお、全国産業連関表の推計資料「日本貿易統計」（財務省）で言えば、普通貿易の輸出品が本船渡しの FOB (Free on Board) 価格で表示されているため、FOB 価格から、別途、工場から本船までの間にかかった商業マージン及び貨物運賃を差し引いた価格で評価する。

b 普通貿易の輸入品

- ・普通貿易の輸入品は、国際貨物運賃及び保険料が含まれた CIF (Cost Insurance and Freight) 価格で評価する。輸出同様に、輸入として計上されるのは、当該地域で最終的に需要されるもののみで、当該地域を経由するだけのものは含まない。
- ・なお、取引基本表の各セルの輸入品取引額は、CIF 価格に関税及び輸入品消費税を加えたものが計上されている。

c 特殊貿易及び直接購入の輸出入

- ・特殊貿易及び直接購入の輸出入、すなわちサービスの輸出入及び普通貿易に計上されない財の取引については、国際収支表から推計する。

② 移出と移入の計上方法と価格評価

- ・移出は、域外地域に対する域内で生産された財・サービスの販売を表す。移出されるのは域内生産品のみで、域外生産品が当該地域を経由して再び域外地域へ出て行く、いわゆる再移出は含まない。
- ・移入は、域外地域で生産された財・サービスの購入を表す。移出同様に通過する財・サービスは移入に含まれない。
- ・移出入は、基本的には国内で生産された財・サービスの地域間取引を表すので、その価格評価は域内生産額と同じとなる。

9 特殊扱いする部門

① 商業及び運輸部門の活動の推計方法

- ・産業連関表(生産者価格表)では、商業・運輸部門を経由させないで、部門間で直接取引が行なわれたように記述し、商業マージン及び国内貨物運賃を需要先別に一括計上する。
- ・具体的には、取引の過程で付加された商業マージン及び国内貨物運賃を、購入者側の列部門と商業及び運輸の行部門との交点に一括計上する。

② コスト商業とコスト運輸

- ・上記①のような通常の流通経費とは別に、直接的な費用として処理される特別な商業活動及び運輸活動があり、これらの経費については、a. 「コスト商業」、b. 「コスト運輸」として各列部門に要したコストをそれぞれの行部門の「商業」及び「運輸」との交点に計上する。
- ・「コスト商業」とは、商社代理店取扱手数料や中古品の取引マージンである。
中古品の取引については、中古品自体が当期の生産物でないので、生産額を計上せず、取引に伴う商業活動のみ当該期間の活動として、取引マージンのみ記録する。
- ・「コスト運賃」とは、生鮮食品の生産地から卸売市場までの輸送費用や工場内の原材料・半製品の移動費用などの生産工程の一環として行われる輸送経費と、引越荷物、旅行手荷物、郵便物、中古品、霊柩、廃棄物及び廃土砂などのようなものに係る輸送費用である。

③ 屑・副産物

- ・屑・副産物の処理は、原則として「マイナス投入方式(ストーン方式)」とする。
- ・「マイナス投入方式(ストーン方式)」の例

たとえば、「石油化学部門が主産物として合成樹脂原料を100単位、副産物としてLPGを10単位生産し、合成樹脂原料を合成樹脂部門に、LPGを家計にそれぞれ販売している場合」の処理は、次のとおり。

具体的には、石油化学部門(列)は副産物として発生したLPG(10)をLPG部門からマイナス投入(つまり販売)したこととし、LPG部門から家計にLPG(10)を産出する方式である。LPG部門(行)からみれば、副産物の発生部門(列)にマイナス、消費部門(列)にプラスが計上され、副産物であるLPGの生産は相殺されてゼロになる。(次図参照)

マイナス投入方式(ストーン方式)

	石油化学 合成樹脂	LPG	家計消費	生産額
石油化学 100	100
LPG $\Delta 10$ 10	(0)
生産額 100	(0)		

再生資源・加工処理部門に係る表章方法

	石油化学 合成樹脂	LPG	再生資源	家計消費	生産額
石油化学 100	100
LPG $\Delta 10$ 10	(0)
再生資源 (回収加工経費) 5 8	(8)
雇用者報酬 3	
生産額 100	(0)	(8)		

④ 再生資源回収・加工処理部門の取扱

- 再生資源回収・加工処理部門は経費のみを計上することとし、経費は屑・副産物に附随して産出されることとする。

たとえば、石油化学部門(列)は副産物として発生したLPG(10)をLPG部門からマイナス投入(つまり販売)したこととし、LPG部門から家計にLPG(10)を産出する。LPG部門(行)からみれば、副産物の発生部門(列)にマイナス、消費部門(列)にプラスが計上され、副産物であるLPGの生産は相殺されてゼロになる。一方、「再生資源回収・加工処理部門」部門には、LPGの回収経費が計上され、LPGの需要先へ附随して産出される。(前図参照)

⑤ 帰属計算部門

- ・「帰属計算」は、見かけ上の取引活動は行なわれていないが、実質的効用が発生し、その効用を受けている者が現に存在している場合について、その効用を市場価格で評価し、その効用が発生させている部門の生産額として計算することをいう。産出先は、その効用を受けている部門である。

帰属計算を行なう部門とその範囲は次のとおり。

- 金融（帰属利子）部門・・・預貯金等管理・受付及び融資など金融活動
帰属利子としての生産額の計算
＝貸付金に対する受取利子－預貯金に対する支払利子
- 生命保険及び損害保険の部門・・・生命保険及び損害保険のサービス
保険サービスとしての生産額の計算
＝（受取保険料＋資産運用益）－（支払保険金＋準備金純増）
- 公務、教育などの部門・・・社会資本や政府建物の「資本減耗等引当」
減価償却を行なっていない道路・ダム等の社会資本や政府の建物等についても、減価償却分を帰属計算し、「社会資本減耗引当」に計上する。
したがって、これらの部門の生産額は、次式となる。
費用額合計 ＋ 社会資本減耗引当（帰属計算分）
- 住宅賃貸料（帰属家賃）の部門・・・持家住宅及び給与住宅
実際には家賃の支払を伴わない持家住宅や給与住宅についても、通常の借家と同様、家賃を支払って借りて住んでいるものと見なす扱いをする。
持家住宅及び給与住宅について、その家賃を市中の粗賃貸料で評価し、「住宅賃貸料（帰属家賃）」部門の生産額として帰属計算し、全額を家計に産出する。

⑥ 仮設部門

- ・産業連関表の内生部門の各部門は、アクティビティに基づき設定されるが、その中には、独立した 1 つの産業部門とは考えられないものがいくつか含まれている。これらは、取引基本表を作成する上での便宜や利用目的を考慮して設けられたものであり、「仮設部門」として表章される。
- ・なお、仮設部門には、付加価値は計上しない。
- ・仮設部門として、設定する部門は次のとおり。
 - 事務用品
 - 自家用輸送（旅客自動車）、自家用輸送（貨物自動車）
 - 鉄屑、非鉄金属屑及び古紙

⑦ 物品賃貸の所有者主義による処理

- ・物品賃貸業が扱う生産設備に係る経常費用等の取扱については、「使用者主義」と「所有者主義」の2つの考え方があるが、産業連関表では「所有者主義」で推計する。推計部門は、次のとおり。

- a. 産業用機械器具（除建設機械器具）賃貸業
- b. 建設用機械器具賃貸業
- c. 電子計算機・同関連機器賃貸業
- d. 事務用品機械器具（除電算機）賃貸業
- e. スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業
- f. 貸自動車業

なお、「不動産賃貸業」及び「労働者派遣サービス」部門についても、所有者主義で推計する。

- ・「所有者主義」とは、実態に即して、その生産設備を所有する部門にその経費等を計上するという考え方であり、賃貸部門を立てる。所有者主義では、物品賃貸料収入の総額が物品賃貸部門の生産額となり、各生産部門は物品賃貸料（支払）を物品賃貸部門から中間投入として計上する。

⑧ 政府及び対家計民間非営利団体の活動

- ・「政府活動」等は、「生産活動主体分類」によって、(a) 産業（のうち「公的企業」）、(b) 対家計民間非営利サービス生産者、(c) 政府サービス生産者の活動に大別される。しかし、(b) 及び (c) については、一般産業と比べて、その活動の基本原理が異なるため、特殊な扱いを行なう。
- ・その方法は、次のとおり。
 - 政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の域内生産額は、経費総額をもって計測し、営業余剰はゼロとする。
 - 産出先は、当該部門のサービス活動に対して、産業又は家計から支払われた料金相当額その負担部門（つまり、料金を支払った産業又は家計）に計上し、残りの額を当該部門の「中央政府集合的消費支出」、「中央政府個別的消費支出」、「地方政府集合的消費支出」、「地方政府個別的消費支出」または「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。

